

仕 様 書

第1 委託件名

令和2年度 国際会議開催支援プログラム 文化体験・アトラクションプログラム実施業務委託
(東京阿波おどりアトラクションプログラム)

第2 契約期間

契約締結日の翌日から令和3年3月31日までの間で公益財団法人東京観光財団(以下「財団」という。)の指定する日時まで。

第3 履行場所

都内の財団の指定する場所

第4 目的

本事業は、東京で開催される大規模国際会議に関し、誘致を促進すること、または東京の魅力をPRし参加者の満足度を高め再来訪につなげることを目的に、参加者向けに東京の伝統的または現代的なアトラクション等を提供する。

第5 委託内容

1 東京阿波おどりアトラクションの概要

国際会議等のイベントに阿波おどりの連を派遣し、踊り及びお囃子の生演奏を通じて、参加者が日本(東京)の伝統文化への理解を深めることができる質の高いプログラムを提供する。

会場：主催者が指定する都内ホテル及び施設等

プログラム実施時間：15～30分程度（実施時間はイベントにより都度相談）

2 アトラクションの実施に係る準備・手配等

(1) 上記1の実施に係る阿波おどり踊り手等の手配

- ・ 踊り手及び鳴り物で最大50名程度を手配し、都内会場まで派遣をすること。
(なお、アトラクションの参加者数は最大で800名程度の想定)
- ・ 必要に応じて、英語で説明できる体制を整えること。
- ・ 参加者がアトラクションを通じて日本の伝統文化を体験できるよう工夫すること。

(2) 用具一式の手配

- ・ アトラクションに必要な鳴り物や衣装等を用意すること。
※鳴り物、下駄の着用については、会場に応じて別途指示することとする。

(3) 事前・事後準備

- ・ アトラクションに必要な打ち合わせおよびリハーサル費用、用具等の搬入・搬出に係る経費も本契約に含むものとする。

(4) その他

- ・ アトラクションに係る踊り手等の交通費、駐車場代等(飲食は除く)も本契約に含むものとする。

第6 守秘義務等

- 1 受託者は、本契約業務の実施に当たって、関係法令、条例及び規則等を遵守すること。
- 2 受託者は、本契約の履行により知り得た業務委託の内容を第三者に漏らしてはならない。

第7 第三者代行の禁止

本委託業務は、原則として第三者に代行させてはならない。

ただし、事前に文書により財団と協議し、承認を得た事項については、第三者に委託して行うことができる。

第8 個人情報の保護

- ① 受託者は、本契約の履行にあたり、財団の保有する個人情報の取扱いについては、別紙「個人情報に関する特記事項」を遵守すること。
- ② 受託者は、本契約の履行に関連する受託者独自の個人情報の取扱いについては、前記「個人情報に関する特記事項」の規定に準じて、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

第9 支払方法

委託料は、契約金額を上限として、実際の手配数等により算出し、全ての業務完了後一括払いとする。

第10 環境により良い自動車利用

本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は利用する場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成12年東京都条例第215号)の規定に基づき、次の事項を遵守すること。

- 1 ディーゼル車規制に適合する自動車であること。
- 2 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(平成4年法律第70号)の対策地域内で登録可能な自動車の利用に努めること。
なお、適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証(車検証)、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。

第11 その他

- 1 受託者は、業務の詳細について、財団の担当者及び関係者と十分な打ち合わせを行い、業務の目的を達成すること。
- 2 本仕様書で不明な事項及び疑義がある場合は、財団と事前に協議すること。
- 3 本契約は、令和2年度東京都予算が東京都議会において委託契約締結前に可決・成立し令和2年度の財団の収支予算が令和2年3月31日までに財団理事会で承認された場合において、令和2年4月1日に確定するものとする。
- 4 財団は必要に応じて本契約に係る情報(受託者名・契約種別・契約件名および契約金額等)を公開することがあるが、受託者はこれを了承するものとする。

担当者連絡先： 公益財団法人東京観光財団
コンベンション事業部 須藤・亀島・佐藤・濱口

電話 03-5579-2684

FAX 03-5579-2685